

代表者

吉田八百造(個人経営)

資本金

二萬円(投資金)

事業

大理石ノ加工及撞球台ノスレート製作

企業系統

ナシ

使用労働者

男二十七名

一、労働者側

争議参加労働者

男二十一名

懲 戒

関東合同労働組合石材支部

争議参加者中組合加入者 右二十一名

一、発生ノ時 昭和六年五月十五日

発生原因

事業主ハ四月二十八日臨時工四人ヲ雇ハレ内三名ヲ五月十四日限り解雇シ発表セルハ同一人等ハ他ノ一職工ト共ニ関東合同本部員春日一朗ノ薦めヲ得テ解雇手當ノ支給ヲ交渉シテ

ルカ拒絶セラレタレモ 職手當制度ノ制定ヲ要求シテ亦拒絶

一、要求事項及交渉状況

五月十五日午後一時ヨリ春日一朗ハ従業員代表田中兼馬等ヲ

連レ工場主榎吉田實ト會見シ退職手當制度ノ制定方ヲ交渉セ

ルカ決裂

一、経 過

(1) 労働者側

① 春日一朗ハ内田定五郎ノ薦めヲ得テ対策ヲ協議シ別記ノ

三項ノ要求書ヲ五月十七日提出

② 此ニ本機一ノ五二階建空家ヲ四月二十四日ニテ借受ケ争議

圓本部ヲ設置ス

(2) 五月十六日深夜ニテ争議不参加高輪大崎両工場職工等ヲ

封鎖シ争議参加ノ勧誘ヲ行ヒシニ高輪工場ニ於テハ未ダ